

入居案内

介護老人福祉施設の入所選考にあたっては、施設でのサービスを受ける必要性が高いと認められる方が優先的に入所できるよう努めることとされています。また、入所の対象となる方は、要介護3以上と認定された方のうち、居宅での日常生活を営むことが困難な方となります。ただし、要介護1又は2の方で、大阪府入所選考指針で認められる特列入所の要件に該当する方については、市町村の適切な関与の下特例的に入所が認められます。

入所申し込みに必要な書類

手続きにあたっては、まず担当のケアマネジャーにご相談ください。

- ・ 現在、介護保険施設（老人保健施設など）に入所中の方については、その施設のケアマネジャーや生活相談員、入院中で病院のケースワーカーなどの協力が得られる場合は、病院のケースワーカーなどにご相談ください。
- ・ 居宅サービスを利用されていないなどでケアマネジャーがいない場合や入院中でケースワーカーなどの協力が得られない場合は、ご相談ください。

1. 入所申込書兼台帳（様式1）

記入にあたっては、「入所申込書兼台帳記入上の留意事項」を参考にしてください。わかりにくい点はケアマネジャーなどにお問い合わせください。

2. 入所申込みに係る同意書

3. 入所選考調査票（様式2）

ケアマネジャーなどに「入所選考調査票（標準様式2）」の記入を依頼してください。

4. 事前調査票

入所予約面接（1次面接）の訪問前に必要となります。

5. 要介護認定調査票の基本調査の写し

吹田市で認定調査を受けられた方は、吹田市役所介護保険課窓口にて申請をしてください。なお、ケアマネジャーなどで代行申請が可能です。担当のケアマネジャーに依頼してください。

吹田市以外で認定調査を受けられた方は、請求先や請求方法が異なりますのでケアマネジャーまたはケースワーカーなどにご相談ください。

6. 直近3ヵ月分のサービス利用票・サービス利用票別表の写し

在宅で介護保険のサービスを利用されている方のみ必要です。紛失などされていたらケアマネジャーにお問い合わせください。

7. 介護保険被保険者証の写し

8. 介護保険負担限度額認定証写し

現在、認定を受けて認定証をお持ちの方は写しを同封ください。

9. 健康診断書、診療情報提供書、主治医意見書等の医療情報の写し（いずれか1枚）

お持ちの医療情報の写しで結構です。お持ちでない方は、担当のケアマネジャーまたはケースワーカーなどにご相談ください。

※写し（コピー）は各自ご用意ください。

入所申し込みの流れ

1 申し込み必要書類の請求

※左記の1～8をそろえて必要事項は記入してください。

2 持参または郵送にて受け付けとなります

～送付先～ 〒564-0004
大阪府吹田市原町3丁目21番25号
社会福祉法人 成光苑
吹田竜ヶ池ホーム

※全ての書類が整った段階で受理となりますのでご注意ください。
(記入内容に不明な点があったときは、確認させていただき、申込者の同意のうえ、加筆訂正させていただくことがありますので、ご了承ください。)
⇒提出書類に不備がある場合は、受理できません。ご了承ください。
※控えが必要な方は、写し(コピー)を各自ご用意ください。

3 訪問による入所予約面接(1次面接) (お電話にてご連絡いたします。)

※原則としてご家族様の立会いが必要です。
※病院や施設であっても訪問いたします。

4 入所選考会議

※原則として月1回実施(空き次第随時開催)
判定結果 ⇒ 入所優先順位の決定
※但し、予約状況によって随時変更されますので、ご了承ください。

受け入れ可

※お電話にてご連絡いたします。

受け入れ不可

5 健康診断の準備

待機

※吹田市在住の方は吹田市の健康診断書、吹田市以外の方は主治医の診療情報提供書をご準備ください。
※原則として入所事前面接(2次面接)までに必要となります。

6 訪問による入所事前面接(2次面接)

※原則としてご家族様の立会いが必要です。
※病院や施設であっても訪問いたします。

7 入所契約の締結

※現在、居室の空き待ちとなっておりますので、空き次第のご入居となっております。
※申し込み後、要介護度が変わった場合やサービス利用率が著しく変わった場合、他施設へ入所したときなど、状況に変化があった場合は、ご連絡ください。